

Mental Capacity Act2005における ベスト・インタレスト決定過程

—わが国の成年後見活動への活用の可能性—

西原留美子

The Procedure to Determine the Best Interests for Adult Disabled People in Mental Capacity Act 2005

— How to Apply the Procedure to Guardianship Program in Japan —

Rumiko NISHIHARA

〈抄録〉

MCA2005行動指針及びIMCA サービスに関する動向について資料収集を行い、ベスト・インタレスト（最善の利益）を判断するためのアセスメント項目試案作成の参考になる情報を抽出した。その結果、医学面、感情面、福祉／社会面からメリットとデメリットを評価するバランスシート原理、MCA2005のベスト・インタレストチェックリストに基づく検証、「住居決定とケア検討へのIMCAの関与」ガイダンス及びIMCA報告書を書くための最善の実践ガイダンスが実際のであり、わが国の成年後見活動にも活用できることがわかった。また、社会福祉士への聴き取り調査で抽出した後見活動の方針となる判断根拠は、アセスメント項目としても機能することが確認できた。しかし、個人の判断のレベルに留まっていることから、アセスメント項目としてチェックリスト化し、共通言語とすることが今後の課題である。

Key words : MCA2005、IMCA、ベスト・インタレスト、成年後見活動、アセスメント

I. はじめに —研究計画における本稿の位置づけ—

わが国の成年後見制度は、判断能力が不十分な人の本人意思を尊重した自己決定の尊重と保護の調和を図ることを理念に掲げ、民法第858条に「身上配慮義務」が規定されている。しかし、同条は実践における具体的な行動指針とはいえず、実際の判断は個々の成年後見人等に委ねられているのが実情である。

上山（2010）は、「本人の保護というパターンリズム的な要素と、自己決定の尊重や現有能力の活用といった自己決定主義的な要素は、成年後見制度を考えるうえで、どちらも捨てることのできない必需品」であるが、「両者は基本的に向かっているベクトルが逆であるため、常に本質的な緊張関係にある」とし、成年後見人等が職務

遂行上、困難な作業に取り組まなければならないことを指摘している。そして両者のバランス調整は「利用者のベスト・インタレスト（最善の利益）の探求」と置き換えることができると述べている。成年後見活動が本人保護に偏りすぎ、本人意思尊重が疎かになった場合は、本人の権利侵害にも繋がる危険性を孕んでいる。権利擁護の取り組みが権利侵害に陥ることがないように点検し、適正に成年後見活動を行うための具体的な行動指針が必要といえる。

筆者は社会福祉士としての成年後見活動を通して、成年後見活動における「成年被後見人の最善の利益」を判断する際のアセスメント項目を明確にする必要があると考え、2006年から研究に取り組んできた。大きく三段階に分けて計画を立て、研究を遂行している（図1）。

第一段階として、成年後見人として活動歴のある社会

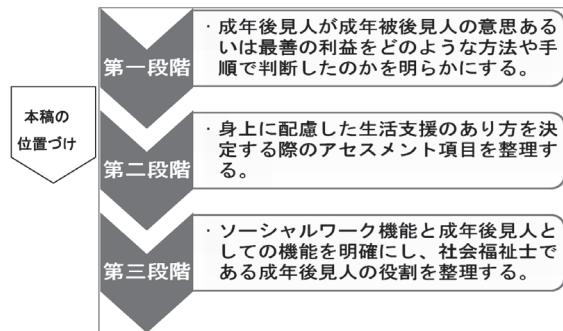


図1 研究の全体像と本稿の位置づけ

福祉士を対象に、2006年に12名から18事例を、2009年に7名から8事例の聴き取り調査を行った。この調査から、後見活動の方針の判断根拠となる要素を抽出することができた¹⁾。また調査を通して、個々の社会福祉士が、「成年被後見人の最善の利益」を見出そうと悩み、不安を感じながら実践に取り組んでいる様子が浮かび上がってきた。

研究の第二段階であるアセスメント項目試案の作成には、先行事例としてイギリス（イングランド及びウェールズ、以下同じ）における、Mental Capacity Act2005（以下、MCA2005と記す）・行動指針（Mental Capacity Act2005 Code of Practice）が参考になると考えた。

菅（2007）は、MCA2005の特徴の一つとして、詳細な行動指針が提示されたことをあげている。行動指針は、本人の意思や感情を尊重し、本人参加のもと、周囲の者が自らの後見（自己決定支援）行為を日常的に見直すための確認事項であると評価しており、筆者の研究目的である最善の利益を判断するためのアセスメント項目試案作成と目的を一にする。

MCA2005及び行動指針の運用状況については、2010年8月にロンドンを中心に訪問調査を実施した。その結果、行動指針は、判断能力が不十分な人のベスト・インタレスト（最善の利益）を判断するための実践的ガイドラインとして機能しており、わが国の成年後見実践への活用を示唆を与えてくれるものであった。訪問調査では、関係者が行動指針を遵守することで判断能力が不十分な人々の権利擁護に努めていること、ベスト・インタレスト（最善の利益）を判断するためのシステム（ベスト・インタレスト・ミーティングや保護裁判所の関与等）が存在し、関係者一同が行動指針を共通認識するよう努め、有効なツールとして用いていることがわかった²⁾。

特にIMCA（Independent Mental Capacity Advocate）サービスの代弁機能は、本研究の目的と重なる部分が多く、IMCAサービス提供者を対象とする研修プログラムや教材、良い実践の蓄積と公表の取り組みからは多くの

示唆が得られ、最善の利益を判断するためのアセスメント項目試案作成に大いに参考になるものであった。

これに続く調査として、MCA2005行動指針及びIMCA サービスに関する2010年8月以降の動向について、訪問調査でも協力を得た現地の協力者に依頼し、資料収集を行った³⁾。本稿は、収集した資料のなかから、筆者の研究目的である最善の利益を判断するためのアセスメント項目試案の作成に関連する資料を抽出し、まとめたものである。

Ⅱ. MCA2005におけるIMCA サービスと行動指針

まず、本稿の前提となるMCA2005におけるIMCA サービスと、MCA2005行動指針について説明する。なお訳文は新井・紺野（2009）による。

MCA2005では、第1条 諸原則として5原則を掲げている（図2）。

- ・ 能力を欠くと確定されない限り、人は能力を有すると推定されなければならない。
- ・ 本人の意思決定を助けるあらゆる実行可能な方法が功を奏さなかったのであれば、人は意思決定ができないとみなされてはならない。
- ・ 人は単に賢明でない判断をするという理由のみによって意思決定ができないとみなされてはならない。
- ・ 能力を欠く人のために、あるいはその人に代わって、本法の下でなされる行為又は意思決定は、本人の最善の利益のために行われなければならない。
- ・ 当該行為又は当該意思決定が行われる前に、その目的が、本人の権利及び行動の自由に対して、より一層制約の小さい方法で達せられないかを考慮すべきである。

図2 MCA2005 第1条 諸原則

この原則から、法が本人の意思決定支援を大前提とした上で、本人に代わって意思決定をする際の手続きを定め、本人の最善の利益の実現を目指していることがわかる。

第3条では、「意思決定ができないということ」をどのように判断するのが規定されている。さらに第4条では、最善の利益をどのように判断すべきかが明示されている。

IMCAは、第35条から41条に根拠規定がある独立意思能力代弁人制度である。NHS組織（英国国民健康保険組織）による重大な医療行為の提供（第37条）、入院又は入所の手配（第38条）、地方当局による居住施設の提供（第39条）の際に任命される、本人の代弁人である。職務として、本人が重要な意思決定にできる限り参加できるように支援する、関連する情報を取得し評価する、本人の要望を推測し信念及び価値観を探知する、本人につ

いて取りうる別な行動がないか確かめることなどがあげられている（第36条）。

これら MCA2005の条文を、具体的な例を多用しつつ、分かりやすく解説したものが行動指針である。MCA2005行動指針は、「特定の意思決定に係る能力を欠く成人と行動を共にする人又は介護する人の全てに対する指針」として位置づけられている。成年後見人（永続的代理権代理人、法定代理人）、IMCA、医療関係者、福祉関係者、介護従事者などの専門家には、行動指針を「尊重」することが法的に要求され、行動指針をどのように尊重したのか、あるいは従わなかった場合はその理由を説明できなければならない。また専門家のみならず、家族で世話をする人も行動指針に従うべきとされている。行動指針のなかで、本人の最善の利益を見極めるときに考慮すべきことが示されている（図3）。

- ・最善の利益は、本人の年齢、容貌、様子あるいは行動のみに基づいて判断してはならない。
- ・本人の最善の利益を見つけるには、あらゆる関連する状況を考察すべきである。
- ・本人を奨励し、最善の利益の判断にできる限り参加させるよう努めるべきである。
- ・本人が能力を回復する可能性があるなら、緊急でない限り意思決定を延期することも選択肢である。
- ・生命維持装置に関する意思決定には特別な配慮を要する。
- ・本人の過去及び現在の要望、感情、信仰、価値観は考慮されるべきである。
- ・本人と親しい人々の見解も、任意代理人や法定代理人の見解と同様に考慮される。

図3 MCA2005行動指針「本人の最善利益を見極めるときに考慮すべきことは何ですか？」同部分より筆者が抜粋

菅（2010）は、行動指針における最善の利益のチェックリストは、判断能力の不十分な人々について、「エンパワーメント」の徹底を通して保護を実現する、すなわち過干渉や、客観的価値観の押し付けを行わないといった MCA2005の理念を具体的に表現していると指摘する。

また、IMCAについて行動指針は次のように解説している（図4）。

ここで着目すべき点の一つは、特定の、しかし本人にとっては大変重要な意思決定場面に限定していることである。過干渉にならない配慮と本人意思尊重の理念を貫きつつ、重要な局面で権利侵害が起きないように支援をすることで、権利擁護を実現する仕組みを構築しようとする取り組みが見て取れる。

また、意思決定者から独立して徹底的に本人の代弁者に徹するのが IMCA の役割ということである。行動指針では、「能力を欠く人に代わって、意思決定をし、行

IMCA は次の人を保護するための制度です。

- ・ IMCA 制度は、ある特定の意思決定を、それが必要なときに行う能力を欠いている人で、
- ・ 長期にわたる住まいの変更、又は重大な医療行為に関する意思決定の必要性に直面しており、かつ
- ・ 本人の最善の利益を考えるときに話を聞くことができたり、親身になって本人の意向を代弁してくれる人が誰もいない。

IMCA は次のような立場にあります。

- ・ IMCA は、意思決定者から独立している。
- ・ 能力を欠く人を支援する。
- ・ 提案されている行為が本人の最善の利益に適うのかどうかの話し合いの中で、本人を代弁する。
- ・ 本人の最善の利益を考える上で役立つ情報を提供する。
- ・ 本人の最善の利益となるとは思えない意思決定に疑念を表明する、又は反対する。

図4 MCA2005 行動指針「IMCA 制度とは何ですか？」同部分より筆者が抜粋

動することが求められている」人を「意思決定者」（Decision maker）と呼び、能力を欠く人の最善の利益を判断する責任がある。その範囲は広く、日々本人と直接関わる介護者、医療行為に関わる意思決定の場合は医師その他の医療従事者、ソーシャルワーカーやケアマネジャー等の福祉関係者、看護師や有償の介護人、後見人（永続的代理権代理人、法定代理人）等、意思決定の種類により多様な意思決定者に関わる。IMCA はこれら意思決定者にはならず、意思決定者から独立して、徹底して本人の立場を代弁、主張することが役割として求められる。

わが国の成年後見制度に照らしてみると、民法858条「身上配慮義務」の本人意思尊重義務を具現化する行為としては、IMCA の代弁機能が求められていると解釈できる。それと同時に意思決定者の機能も多様な局面で要求される。もちろん、包括的な代理権・取消権が付与される後見類型においても、「日用品の購入その他の日常生活に関する行為」は取消権の権限外とされていることや、保佐・補助の場合は同意権・取消権及び代理権が付与された範囲内での権限行使である。しかし、重要な法律行為に関して意思決定者としての役割を求められることは多い。また、医療行為の同意は権限外とされているため、意思決定者としての役割は果たせないが、実務上は課題があることが指摘されている。いずれにせよ、意思決定者としての役割が求められた際に、何を根拠に本人の最善の利益を判断したのか、とりわけ本人の意思をどのように尊重したのか、成年後見人等は説明責任を果たさなければならない。

Ⅲ．研究方法

文献研究である。2010年8月の訪問調査で協力を得た現地の協力者に、訪問調査時に調査対象とした組織・機関を中心に、ベスト・インタレスト（最善の利益）を見出す取り組み、IMCAの研修プログラム、IMCAの実践例、IMCAに関する報告書等の2010年8月以降の動向に関する調査と資料収集、レビューの作成を依頼した。調査期間は2012年5月から8月である。

倫理的配慮として、調査先に資料収集の目的について口頭及びメール等で説明し、同意を得てもらった。また一般に公表されていない資料については、研究目的のみ限定して使用し、広く頒布はしないことを約して資料を提供いただいた。

現地協力者が作成した資料のレビューを手掛かりにして、筆者が目的とする最善の利益を判断するためのアセスメント項目試案作成に参考になる資料を抽出した。

なお、抽出した資料本体の翻訳は業者に委託した。その際、新井・紺野（2009）を提示し訳語の統一を依頼した。

Ⅳ．調査結果及び考察

収集した資料は全17点である（図5）。

資料の全容はA4用紙1500枚ほどの膨大なものであり、全てを精査するのは難しかったが、現地協力者作成のレビューを手掛かりに、最善の利益を見出すためのアセスメント項目として参考になる資料を抽出した。

以下、資料の引用部分は、現地協力者作成のレビュー及び業者の翻訳による文章を用い、必要に応じて筆者が用語の統一等を行った。

1. 「バランスシート原理」と「最善の利益会議（ベスト・インタレスト・ミーティング）」

ロンドンのケンジントン・チェルシー区が独自に作成した「最善の利益のための意思決定」職員用ガイダンスは、MCA2005と行動指針を具現化するための手順が、職員にわかりやすく解説されている資料である。

目次は、「導入」「誰が意思決定者か」「本人の最善の利益が何かを、意思決定者はどうやって決めるのか」「いつIMCAに照会するのか」「バランスシート原理」「最小限拘束の原理」「考慮すべき他のファクター」「記録」「最善の利益会議（ベスト・インタレスト・ミーティング）」「意見の相違」となっており、附録として

「MCAの対象外のケース」「例となるケース」の例示がある。

この目次からも、MCA2005及び行動指針にそった取り組みを組織的に行おうとしていることがうかがえ、最善の利益を判断する際の検討を要するポイントがわかる。

この中で着目したのは、「バランスシート原理」である。保護裁判所で裁判官がベスト・インタレスト（最善の利益）のための意思決定を行うときに、しばしばバランスシートの原則を用いるとある。提案された選択肢の感情的、医学的、社会的および福祉的なメリットとデメリット（各発生可能性を含む）のリストを作る方法である。

また、「最善の利益会議（ベスト・インタレスト・ミーティング）」は、意思決定者が専門家のサポートを必要とするときや、意思決定者と関係者の間で意見の不一致がある場合は、開催すべきであるとされている。この会議の持ち方についても、細かく手順が示されている。

附録の例示が、これらをわかりやすく解説している。簡単に紹介すると、一つは30代の中等度から重度の知的障害がある男性と母親の世帯の例で、母親が支援を拒み男性は十分なケアが受けられない状況が見られた。社会福祉当局は、男性がどこに住むかを自分で決める能力を有しないと評価し、最善の利益会議（ベスト・インタレスト・ミーティング）が開かれた。出席者は、ソーシャルワーカー、社会事業チームマネージャー、母親とその弁護士、男性の主治医等である。会議では、男性が「自宅を離れることのメリット・デメリット」を医学面、感情面、福祉／社会面から評価したバランスシートが作成されたが、合意が得られなかったため、保護裁判所保護法廷に回すことが決定されたとある。

最善の利益について合意が得られない場合、保護法廷の判断に委ねることができるのは、MCA2005の特筆すべき点である。保護法廷も判断に際してはMCA2005を順守し、保護法廷の判断が判例として蓄積されていく。

また、もう一つは、80代でデイケアセンターを利用しながら生活している独居の女性が、自宅で倒れているのを掃除人により発見され、入院をした例である。病院の関係者は、女性が自宅に帰ることを懸念していたが、女性はその他の選択肢を拒否した。ソーシャルワーカーらは、女性が説明されたリスクを理解できず、選択肢を相互比較することができなかったため、自宅に戻るべきか否かを決定する能力を欠いていると評価した。そこでソーシャルワーカーは、自宅に戻ることが女性の最善の利益かどうか協議するため、IMCAに照会し、最善の利益会議（ベスト・インタレスト・ミーティング）が開か

1. Mental Capacity Act: Training materials: May 2007 by Department of Health MCA のもとに働く人たちのための基礎研修、メンタルヘルス、施設関連、地域ケア・プライマリケア関連、救急病院からなる 5 つの研修セット 2. The fourth Year of the Independent Mental Capacity Advocacy (IMCA) Service: 2010/2011 by Department of Health 2007年にスタートした IMCA サービスについての保健省による第4回年次報告書 3. Best Interests Decision-Making: Guidance for Staff: May 2008 by The Royal Borough of Kensington and Chelsea ロンドンのケンジントン・チェルシー区独自の「ベストインタレスト意思決定」の職員用ガイダンス 4. Making Best Interests Decisions: People and Processes : January 2012 by the Norah Fry Research Centre at Bristol University, in collaboration with the University of Bradford and a UK research and development charity, the Mental Health Foundation MCA のもとに専門職者たちが2010年度に行ったベストインタレスト決定に関する大規模な調査研究の報告書 5. Independent Mental Capacity Advocate involvement in accommodation decisions and care reviews: December 2010 by Social Care institute for Excellence (Written by David Thomson) SCIE（ソーシャルワークの研究機関）と成人社会福祉部長協会により出版された居住決定とケア検討に IMCA が依頼される場合の実際のガイダンス 6. Commissioning and monitoring of Independent mental capacity Advocate(IMCA) services: December 2010 by Social Care institute for Excellence SCIE（ソーシャルワークの研究機関）と成人社会福祉部長協会により出版された IMCA サービスを自治体が委託するうえでの実践ガイダンス 7. Practice guidance on the involvement of Independent Mental Capacity Advocate in safeguarding adults: 2009 by Social Care institute for Excellence SCIE（ソーシャルワークの研究機関）と成人社会福祉部長協会により出版された虐待対策・保護への IMCA の参加に関わる実践ガイダンス 8. IMCA and paid relevant person's representative roles in the mental capacity Act Deprivation of liberty Safeguards : May 2011 by Social Care institute for Excellence SCIE（ソーシャルワークの研究機関）の出版で、保健省や自治体成人福祉部長協会、IMCA サービス提供者の貢献でできた、MCA、DOLS に関する IMCA とプロの代弁者の役割を説明している実践ガイダンス 9. Four Cambridge House IMCA Reports : January to August 2012 by IMCAs of Cambridge House IMCA プロバイダーであるケンブリッジハウスが報告した IMCA レポートの事例 10. Effective Relationships, Better Outcomes: Mapping the Impact of the Independent mental Capacity Advocate Service: March 2011 by Norah Fry Research Centre, University of Bristol IMCA サービスのインパクトを調査した報告書。調査は SCIE（ソーシャルワークの研究機関）が助成し、ブリストル大学のノーラ・フライ・リサーチセンターが実施した。 11. IMCA INSTRUCTIN BEST PRACTICE GUIDANCE: July 2010 by Action for Advocacy A4A（IMCA サービス実施者への研修実施機関）の IMCA サポートプロジェクトのマネジャーだった Jakki Cowley と Sue Lee の執筆による、IMCA インストラクション（依頼）のベストプラクティス・ガイダンス 12. IMCA REPORT WRITING BEST PRACTICE GUIDANCE: July 2010 by Action for Advocacy A4A（IMCA サービス実施者への研修実施機関）の IMCA サポートプロジェクトのマネジャーだった Jakki Cowley と Sue Lee の執筆による IMCA のレポートライティングのガイダンス 13. Independent Mental Capacity Advocate, City and Guilds Unit Number 305 Trainer's materials by Action for Advocacy 全国アドボカシー資格の一部である IMCA の特別ユニットに付随する研修に役に立つよう制作された教育者のための教材 14. Independent Mental Capacity Advocate, Self Study Book: City and Guilds Certificate Independent Advocacy Unit Number 305, to support the specialist Unit 305 by Advocacy Partners シティ・アンド・ギルズ（資格授与団体）の独立アドボカシー資格の IMCA ユニットの学ぶ人のための教材（13の教育者用の資料と対になったもの） 15. Materials from A4A IMCA REPORT WRITING TRAINING, March 2011 A4A（IMCA サービス実施者への研修実施機関）が開催したレポートライティング研修に使われた全材料 16. The involvement of Independent Mental Capacity (IMCAs) in Serious Medical Treatment Decisions – Best Practice Guidance For Health care Professional and IMCAs: 2011 by Action for Advocacy A4A（IMCA サービス実施者への研修実施機関）の一連のベストプラクティス・ガイダンスの1つで、重症治療に IMCA が関わる場合の医療専門職と IMCA のためのガイダンス 17. IMCA training Pack by Department of Health: 2007 IMCA 研修教材

図5 収集した資料一覧

れた。出席者は、ソーシャルワーカー、デイケアセンター職員、掃除人、OT、看護師と担当のIMCAである。女性が「自宅に戻ることのメリット・デメリット」を医学面、感情面、福祉／社会面から評価したバランスシートが作成され、観察と審査を条件に自宅に戻るべきであるという決定がなされたとある。

さらにいずれの例でも、会議ではMCA2005に基づくチェックリストとして、以下の項目が検討されており、実際にどのように検討し、結果はどうだったのかが、記録として明示されている。

- ・本人は能力を回復するか？ 回復するとすれば、決定はそれまで延ばせないか？
- ・決定は生命維持措置に関わるか？ 関わるときは、本人の死を望むような動機付けで決定を行ってはならない。
- ・本人の年齢または外見のみを基礎として、または本人の行動もしくはその一面であって他人に本人の最善の利益がなんであるか不当な仮定をさせるものを基礎として決定を行うことにより、本人を差別することを避ける。
- ・該当するすべての状況を考慮する。
- ・本人を決定に参加させこれを奨励する。
- ・本人の過去と現在の希望と気持ちを考慮する（特に文書にしたものがあればこれを考慮する）。
- ・本人が決定を行う能力を有しているとするれば、その決定に影響を与えるだろう信念や価値観を考慮する。
- ・本人ができたとしたら考慮したであろう他のファクターを考慮する。
- ・本人が協議して欲しいと指名した人の意見を考慮する（何が本人の最善の利益であるかについて、本人の希望、気持ち、信念などについて）。
- ・本人の介護に従事している人の意見を考慮する。
- ・本人の福利に関心を有する人の意見を考慮する。
- ・永続的代理権代理人、法定代理人の意見を考慮する。

〈考察〉

最善の利益会議（ベスト・インタレスト・ミーティング）で、関係者が手順をふまえて、合議で最善の利益を見出し、その経過を記録に残し、検討を要する項目を漏れなく検討したことが証拠として残される。重要な決定を個人の判断で行うのではなく、会議を開き記録に残すという手順をふむことは、わが国も見習うべき仕組みであると考えられる。

2. IMCA (Independent Mental Capacity Advocate) による意思決定支援

IMCAは意思決定者にはならず、本人の意思決定を支援する役割を担う。具体的にどのように意思決定支援に関わるのか、「住居決定とケア検討へのIMCAの関与」と題するSCIE（Social Care Institute for excellence）が作成したガイダンス（SCIE GUIDE 39）から抜粋する。SCIEは2001年に設立された、優れた実践例を収集し、それを広げる活動をする機関で、このガイダンスは2009年11月に初版、2010年12月に改定され、2013年12月にさらに改定される予定である。

目次は、「住居決定のうちIMCAに通知する必要があるものはどれか？」「ケア検討のうちIMCAに通知できるものはどれか？」「誰がIMCAに通知するか？」「意思能力評価」「協議する適任者がいない場合」等々と、あるべき実践に向けた細かい手順が並んでいる。

この中で、「ベスト・インタレスト決定の主要ファクター」の項では、IMCAの役割について、本人の見解と希望がベスト・インタレスト決定の中心になるようにすることであると冒頭に掲げられている。そして決定には様々なファクターを比較考量することが必要であると指摘し、以下の項目が列記され、各項目にIMCAが確認すべきポイントが詳細に示されている。

- ・人間関係を維持する：住居決定とケア検討は、本人が重要な人間関係を維持できる機会をも考慮すべきである。これは家族や友人を含むが、他のサービス利用者や介護者にも及ぶ（以下、確認のポイント4点）。
- ・本人がどこまで移住に耐えられるか：住居決定に共通の懸念事項は、本人に移住が大きな影響を与える可能性があることである（以下、確認のポイント12点）。
- ・IMCAが住居とサポートの選択肢を同定する：行動指針は、IMCAが「他にどのような選択肢があるか」を発見しつつ、「意思決定者がすべての可能な選択肢を考慮したかをチェックする」べきであるとしている。IMCAの役割は、意思決定者が提案した選択肢に反応するだけでは済まないことを意味している（以下、確認のポイント5点）。
- ・費用：費用を本人の希望やニーズに関連する他のファクターと比較考量する必要があるかもしれない。ときには、地方当局などが費用を重視しすぎて本人の最善の利益を見失うことにIMCAが反対をとる必要がある。

さらに、候補の住居を見学することの目的や確認のポイントを示し、本人と一緒に見学することを推奨し、その際の注意点なども細かく記載されている。

〈考察〉

住居の変更は、本人にとって大きなストレスとなる重要な決定であるが、IMCAは本人の立場で様々な情報を集め、比較考量し、本人の意思決定支援ができるよう代弁機能を果たすことが求められる。その際、どのような情報をどのように集めればよいのか、实际的で詳細な項目が示されていることは、IMCAが自らの活動を自己チェックし、適正な活動につなげる指標になるものと考えられる。

2010年8月にIMCAプロバイダーであるCambridge Houseを訪問した際にも、「IMCAを行う上で行動指針はBibleである。常に行動指針を確認し、支援内容を点検している」という話を聞いた。そして、IMCAは行動指針に忠実に「本人が何を実現したいのか」を代弁することが役割で、IMCAが代弁機能を担うことで、他の専門職は自分の仕事に専念できると評価していた。

さらにSCIEが良い実践例を収集し公表することで、IMCAをはじめとする関係者が共通理解を図り、自己の活動を評価し、あるべき実践へとつなげることが可能となる。

SCIEのガイダンスに記載された、住居決定の際のベスト・インタレスト決定のファクターは、筆者自身の後見活動と照らしてみても、非常に納得のいく内容であった。体験的には、全く同じように情報を集め、判断をしていることを改めて確認することができた。また、このようなチェック項目があることで、自分の判断は間違っていないことが確認でき、自信につなげることができる。

しかし、わが国の場合は、本人にとって何が最善かの判断は後見人個人に委ねられている場合も多く、本人や関係者と内容を共有しているとは言い難い。後見人が何を根拠に最善の利益を選択したのかを言語化し、関係者に説明し、個人のレベルから関係者共通の言語に集約していく過程こそが、権利擁護実践を具現化していく上で必要不可欠な作業であると考ええる。

3. IMCA (Independent Mental Capacity Advocate) の実践を支える仕組み

A4A (Action for Advocacy) は、IMCAの研修を提供している団体である。

A4AのIMCAサポートプロジェクトは2009年にスタートし、IMCAとその管理者に、初年度にはプロジェクトはどの分野を優先すべきか調査を行った。IMCA提供者が現在どのような問題に直面しているか、どのようなサポートと資源をプロジェクトが提供できるか、IMCA依

頼の初期段階の多様なファクター、報告書作成およびMCA2005行動指針にIMCA提供者がどのように対応しているかについても重要な質問を行った。その結果、IMCA実践の多様性に対する懸念や実践ガイダンスの必要性を訴えるものがあった。これをふまえ、IMCA過程の開始と終了に焦点を置いた推奨例を提供することをめざし、最善の実践ガイダンスを作成することになったという。それが、「IMCA依頼」と「IMCA報告書を書くための最善の実践」ガイダンスである。

「IMCA依頼」のガイダンスは、文字通り依頼にまつわる考え得限りの側面と問題点を明らかにして、一貫性のある実践を導こうとしている。

IMCAは依頼を受けると、本人に関して考え得るありとあらゆる情報を集め、意思決定者が本人意思を反映した意思決定ができるよう、報告書を提出する。IMCA報告書を書くためのガイダンスでは、「報告書の構成、IMCA報告書はどうすれば本人を最も代弁できるのか、報告書に何を書くべきか、IMCAはいかにして情報を集めるか、報告書に何を書くべきでないか」等の解説と、報告書の見本がついている。

「報告書に何を書くべきか」では、提案された決定(考慮された選択肢を含む)、IMCAによって取られた行動、本人との協議及び観察内容、意思決定者や介護者その他意見を聞いた人との協議、保険及びソーシャルケア記録からの詳細、サービスの見学、調査内容等の項目が列記されている。これらの項目は、ベスト・インタレスト(最善の利益)を検討するために集める必要がある情報が何であるかの参考になる。

また「IMCAはいかにして情報を集めるか」では、「IMCAの役割は依頼されざる代弁である。依頼されざる代弁とは、本人が代弁人に自分の代弁をせよとは依頼しなかったという意味である。依頼できないのは、知的障害、精神疾患、認知症、その他の障害のためのコミュニケーションや理解力の問題が理由である。すべてのIMCAは依頼されない状態で機能する。なぜなら、IMCAに依頼し本人が特定の決定を行う能力を欠くため、独立した人物が本人の希望を表明し、その権利が支持されるようにサポートするために必要だと決定するのは、専門家であるからである。IMCAは依頼されずに働くが、これは本人が自分の意見、希望、気持ち、信念を表明できないということではなく、IMCAの役割は、本人の声をIMCAの作業の核心に据えるようにすることである」と解説されている。そして、権利に基づいたアプローチ、観察アプローチ、本人中心のアプローチ、見守り報告といったアプローチを使い、情報を集めるよう推奨されて

いる。ここでも、本人を中心に据える思想が明確に示されている。

また、IMCAの研修プログラムと教材開発にも目を見張るものがある。シティ・アンド・ギルズ（資格授与団体）のIMCAユニットを学ぶ人のための教材（教育者用の資料とのセット）は、膨大な練習問題が並んでいる。IMCAの研修では、チューターまたはアセサーは学習者を現場で実践評価するとともに、学習者にIMCAの役割に特有の様々な課題を実行できるという証拠を示したポートフォリオを提出させなければならない。そのため能力と知識を開発するためにはコースで学習する方法が効果的と考えられ、コースのための膨大な練習問題集となっている。これらの練習問題は2007年以来、IMCAが積み重ねてきた実践経験に裏づけられたものだという。

「導入」では、IMCAユニットを学習する人が達成しなければならない学習成果が明示されている。学習者がユニットの完了時に何をすることができるか、適性がどのように証明され得るかといった評価基準が一覧になっている。

それに続く教材の内容は、MCAの概要（16の練習問題）、意思決定プロセスに関するIMCAの役割（6の練習問題）、IMCA依頼（6の練習問題）、本人をサポートし代理を務める（8の練習問題）、重大な医療行為の決定（4の練習問題）、住居及びケア検討の決定（7の練習問題）、成人保護（4の練習問題）、家族、介護者及び専門家との共同作業（6の練習問題）、記録保存及び報告書作成（3の練習問題）、問題を提起すること及び決定に異議申立をすること（1の練習問題）、IMCAサービスを引き渡すこと（6の練習問題）といった構成である。

〈考察〉

MCA2005に基づき2007年から開始されたIMCAという新しい仕組みが機能するよう、関係者が一丸となって取り組んでいる様子がうかがえ、本人を中心に据えた権利擁護の仕組み作りに真摯に取り組む姿勢が伝わってくる。また、実践事例の集約と課題の抽出、それに対する対応策の提示という一連の展開が、迅速かつ丁寧であり、時機を逸することがない。その行動力、実践力からも、学ぶところが大きい。わが国でも、権利擁護実践が個人レベルの取り組みに終わることがないよう、実践を検証するための組織的な支援の仕組みの構築が急務である。

V. 今後の課題

今回の調査結果から、最善の利益を判断するためのア

セスメント項目として参考にできるのは、以下の内容である。

- ・医学面、感情面、福祉／社会面からメリットとデメリットを評価するバランスシート原理。
- ・MCA2005のベスト・インタレストチェックリスト。
- ・「住居決定とケア検討へのIMCAの関与」ガイダンス（SCIE GUIDE 39）及び「IMCA報告書を書くための最善の実践」ガイダンス（A4A）は、实际的で詳細であり、わが国の成年後見実践にもそのまま当てはまる点が多い。

また、IMCA研修教材の中にも参考にできる点は多々あると思われるため、今後引き続き精査をしていきたい。

これらの内容と、研究の第一段階で実施した社会福祉士への聴き取り調査で抽出した後見活動の方針となる判断根拠を比較すると、最善の利益を判断するためのアセスメント項目として十分機能する要素が抽出されていることが改めて確認できた。つまり、実際には個々の社会福祉士は体験的に、最善の利益について相当の判断をしていると言える。

しかし問題は、それが十分言語化されていないこと、本人及び関係者に説明できる形として整理されていないこと、記録に残っていないことである。もちろん、個人的に実践している者もいるかもしれないが、個人の判断のレベルに留まらず、アセスメント項目としてチェックリスト化し関係者で共有されれば、最善の利益を判断するための共通言語となり、自らの成年後見活動の点検ができ、判断根拠を明確に説明できるようになるものと考ええる。また、研修プログラムの構築と研修の実施も、大きな課題である。

今後は今回収集した資料のさらなる精査を行うとともに、第一段階の調査で抽出した判断根拠となる要素を基本にしつつ、わが国の成年後見活動に資するアセスメント項目試案を作成し、有効性を検討する作業に取りかけたい。

また、アセスメント項目を単にチェックリスト化すれば権利擁護実践が可能になるというわけではない。それを何のために、どう使うかということを検討しておく必要がある。この点については、ベスト・インタレスト・ミーティング（最善の利益会議）の実践から得られた示唆も大きい。成年後見人等が個人で判断するのではなく、本人を中心に据えて、関係者が一堂に会して話し合い、合議で最善の利益を見出すというプロセスが何より重要であることを再認識した。

その際、わが国の成年後見人等はIMCAのような本人の代弁機能と、意思決定者としての機能の両者を担う

難しい役割を演じることになる。しかし、最善の利益を合議で見出すプロセスを経ることは、成年後見人等の独断で権利侵害に陥ることを防止できることや、専門職はもとより関係者が権利擁護について考え、共通理解を深める機会となることが期待できる。

また、成年後見人等が本人の立場に立った意思決定を実現できるような実践を重ね、実践の蓄積と公表の仕組みを検討していくことも課題である。

謝辞

本研究遂行は、現地協力者である矢部久美子氏の貢献なくしては成り立たなかった。筆者の研究目的を正確に理解し、緻密で丁寧な仕事をしていただいた。また、資料を提供いただいた関係者の皆様にも、心より感謝を申し上げたい。

注

- 1) 西原留美子、佐久間志保子（2007年）：成年後見活動において身上に配慮した生活支援のあり方を決定する際のアセスメント項目の研究—社会福祉士を対象とした聴き取り調査の分析その1—、東海大学健康科学部紀要第13号、pp.9-18。
西原留美子、佐久間志保子（2008年）：「成年被後見人の最善の利益」を判断する根拠に関する研究—社会福祉士への聴き取り調査の分析—、東海大学健康科学部紀要第14号、pp.83-90。
西原留美子、佐久間志保子（2011年）：「成年被後見人の最善の利益」を判断する根拠に関する研究 その3—社会福祉士への聴き取り26事例の総括—、東海大学健康科学部紀要第17号、pp.25-31。
- 2) 2010年度特別研究休暇研究費にて現地調査を実施した。訪問先は、ケンブリッジハウス（IMCA サービスプ

ロバイダー）、COP（保護裁判所）、OPG（公的後見局）、Action for Advocacy（IMCA サービス実施者への研修実施機関）、Social Care Institute for excellence（ソーシャルワークの研究機関、ベスト・インタレストに関する良い実践例の収集等）、Leonard Cheshire Disability が経営する重度知的障害者のケア・ホーム Park Side、Westminster Council（行政）、Lambeth Council（行政）、Maudsley Hospital（精神科病院）、その他高齢者関係施設である。研究成果は、日本社会福祉学会第59回秋季大会においてポスター発表を行った。

西原留美子、佐久間志保子（2011年）：ロンドンにおける Mental Capacity Act2005・行動指針に基づく権利擁護実践—わが国の成年後見活動への活用の可能性、日本社会福祉学会第59回秋季大会ポスター発表

- 3) 現地の協力者はイギリス在住の日本人で、ライターとしてイギリスの保健福祉に関する情報を日本に紹介している。社会福祉士資格を持ち、日本の社会福祉に関する知識を有している。なお本稿は、文部科学省科学研究費補助金（平成24年度～平成25年度）挑戦的萌芽研究 課題番号24653147「成年後見活動における「ベスト・インタレスト アセスメント項目」の作成と検証」の研究成果の一部である。

参考文献

- 新井 誠 監訳、紺野包子 翻訳（2009年）：イギリス2005年意思能力法・行動指針、民事法研究会。
- 上山 泰（2010年）：〔第2版〕専門職後見人と身上監護、民事法研究会。
- 菅 富美枝（2007年）：英国成年後見制度における身上監護—自己決定を支援する社会へ—、実践成年後見、No.23、民事法研究会。
- 菅 富美枝（2010年）：イギリス成年後見制度にみる自律支援の法理 ベスト・インタレストを追求する社会へ、ミネルヴァ書房。

